

令和2年
第2回八雲町議会定例会
議題

開会 令和2年 6月 8日
閉会 令和2年 6月 日

八雲町

令和2年第2回八雲町議会定例会議件一覧

区分	番号	件名	結果
議案	1	八雲町税条例等の一部を改正する条例	
議案	2	八雲町手数料徴収条例の一部を改正する条例	
議案	3	八雲町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
議案	4	八雲町介護保険条例の一部を改正する条例	
議案	5	八雲町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例	
議案	6	財産の取得について	
議案	7	財産の取得について	
議案	8	財産の取得について	
議案	9	辺地に係る総合整備計画の策定について	
議案	10	八雲町過疎地域自立促進市町村計画の変更について	
議案	11	工事請負契約の締結について	
議案	12	工事請負契約の締結について	
議案	13	町道路線の一部廃止について	
議案	14	令和2年度八雲町一般会計補正予算（第6号）	
議案	15	令和2年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	
議案	16	令和2年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	
議案	17	令和2年度八雲町病院事業会計補正予算（第1号）	

議案第 1 号

八雲町税条例等の一部を改正する条例

(八雲町税条例の一部改正)

第1条 八雲町税条例（平成17年八雲町条例第54号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(個人の町民税の非課税の範囲) 第24条 次の各号のいずれかに該当する者に 対しては、町民税(第2号に該当する者にあつ ては、第53条の2の規定により課する所得割 (以下「分離課税に係る所得割」という。)を 除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住 所を有しない者については、この限りでない。 (1) 略 (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(こ れらの者の前年の合計所得金額が135 万円を超える場合を除く。)	(個人の町民税の非課税の範囲) 第24条 次の各号のいずれかに該当する者に 対しては、町民税(第2号に該当する者にあつ ては、第53条の2の規定により課する所得割 (以下「分離課税に係る所得割」という。)を 除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住 所を有しない者については、この限りでない。 (1) 略 (2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり 親(これらの者の前年の合計所得金額 が135万円を超える場合を除く。)
2 略	2 略
(所得控除) 第34条の2 所得割の納稅義務者が法第314条 の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該當 する場合には、同条第1項及び第3項から第 12項までの規定により雑損控除額、医療費控 除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等 掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料 控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、 勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別 控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金 額が2,500万円以下である所得割の納稅義務 者については、同条第2項、第7項及び第12 項の規定により基礎控除額をそれぞれその者 の前年の所得について算定した総所得金額、 退職所得金額又は山林所得金額から控除す る。	(所得控除) 第34条の2 所得割の納稅義務者が法第314条 の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該當 する場合には、同条第1項及び第3項から第 11項までの規定により雑損控除額、医療費控 除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等 掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料 控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親 控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶 者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計 所得金額が2,500万円以下である所得割の納 稅義務者については、同条第2項、第6項及 び第11項の規定により基礎控除額をそれぞ れその者の前年の所得について算定した総所 得金額、退職所得金額又は山林所得金額から 控除する。
(町民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者 は、3月15日までに、施行規則第5号の4様 式(別表)による申告書を町長に提出しなけ ればならない。ただし、法第317条の6第1 項又は第4項の規定により給与支払報告書又	(町民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者 は、3月15日までに、施行規則第5号の4様 式(別表)による申告書を町長に提出しなけ ればならない。ただし、法第317条の6第1 項又は第4項の規定により給与支払報告書又

は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2~10 略

（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、

は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りではない。

2~10 略

（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行

施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。

(1) 及び (2) 略

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) 略

2~5 略

(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第 36 条の 3 の 3 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。

(1) 及び (2) 略

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) 略

2~5 略

(法人の町民税の申告納付)

第 48 条 略

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第 66 条の 7 第 4 項及び第 10 項又は第 68 条の 91 第 4 項及び第 10 項の規定の適用を受ける場

規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。

(1) 及び (2) 略

(3) 略

2~5 略

(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第 36 条の 3 の 3 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。

(1) 及び (2) 略

(3) 略

2~5 略

(法人の町民税の申告納付)

第 48 条 略

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第 66 条の 7 第 5 項及び第 11 項又は第 68 条の 91 第 4 項及び第 10 項の規定の適用を受ける場

合には、法第 321 条の 8 第 24 項及び令第 48 条の 12 の 2 に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3~17 略

(固定資産税の納税義務者等)

第 54 条 略

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 2 条第 3 項の専有部分の属する家屋（同法第 4 条第 2 項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第 2 条第 2 項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登録されている法第 348 条第 1 項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3 略

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によって不明である場合においては、その使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。

合には、法第 321 条の 8 第 24 項及び令第 48 条の 12 の 2 に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3~17 略

(固定資産税の納税義務者等)

第 54 条 略

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 2 条第 3 項の専有部分の属する家屋（同法第 4 条第 2 項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第 2 条第 2 項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登録されている法第 348 条第 1 項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3 略

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、町は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

5 法第 343 条第 5 項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、町は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、そ

5 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号）第 46 条第 1 項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 45 条第 1 項第 1 号の事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによって仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第 100 条の 2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 46 条第 1 項において適用する場合を含む。）の規定によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあっては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあっては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第 1 項の所有者とみなし、換地処分の公告があった日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。

6 公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 23 条第 1 項の規定によって使用する埋立

の旨を当該使用者に通知しなければならない。

6 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号）第 46 条第 1 項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 45 条第 1 項第 1 号の事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところにより仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第 100 条の 2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 46 条第 1 項において適用する場合を含む。）の規定により管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあっては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあっては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第 1 項の所有者とみなし、換地処分の公告があった日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなすことができる。

7 公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 23 条第 1 項の規定により使用する埋立地

地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣工通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定によって使用する埋立地等にあっては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によって使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等にあっては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の2に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。

7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

（固定資産税の課税標準）

第61条 略

若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣工通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定により使用する埋立地等にあっては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定により使用し、又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等にあっては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の3に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなすことができる。

8 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の15で定めるものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

（固定資産税の課税標準）

第61条 略

2～8 略

- 9 住宅用地（法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第74条において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。
- 10 小規模住宅用地（法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

- 第61条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

2～8 略

- 9 住宅用地（法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第74条において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。
- 10 小規模住宅用地（法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

（法第349条の3第27項等の条例で定める割合）

- 第61条の2 法第349条の3第27項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 3 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

（現所有者の申告）

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

- （1） 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）

- （2） 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされてい

る個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他町長が固定資産税の賦課徴収に關し必要と認める事項

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第75条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第74条又は法第383条の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2及び3 略

(たばこ税の課税標準)

第94条 略

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。

略

3 略

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、壳渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5~10 略

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第75条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第74条若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2及び3 略

(たばこ税の課税標準)

第94条 略

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

略

3 略

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、壳渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5~10 略

(たばこ税の課税免除)

第96条 略

2 前項の規定は、卸売販売業者等が町長に施行規則第16条の2の3に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。

3 略

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 略

(たばこ税の課税免除)

第96条 略

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

3 第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が町長に施行規則第16条の2の3第2項に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。

4 略

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 略

(特別土地保有税の納稅義務者等)

第131条 略

2~5 略

6 第54条第6項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第131条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)及び第140条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用

(特別土地保有税の納稅義務者等)

第131条 略

2~5 略

6 第54条第7項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第131条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)及び第140条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合)(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割

年中においては、当該特例基準割合適用年に
おける特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下の項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該町民税に係る第52条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乘じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。

2 略

合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下の項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該町民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乘じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。

2 略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

2及び3 略

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

2及び3 略

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

<u>17 法附則第 15 条第 33 項第 3 号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</u>	<u>16 法附則第 15 条第 30 項第 3 号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</u>
<u>18 法附則第 15 条第 33 項第 3 号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</u>	<u>17 法附則第 15 条第 30 項第 3 号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</u>
<u>19 法附則第 15 条第 33 項第 3 号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</u>	<u>18 法附則第 15 条第 30 項第 3 号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</u>
<u>20 法附則第 15 条第 40 項に規定する町の条例で定める割合は 5 分の 4 とする。</u>	
<u>21 法附則第 15 条第 44 項に規定する町の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</u>	<u>19 法附則第 15 条第 38 項に規定する町の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</u>
<u>22 法附則第 15 条第 47 項に規定する町の条例で定める割合は 0 (生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画 (生産性向上特別措置法 (平成 30 年法律第 25 号) 第 38 条第 2 項に規定する同意導入促進基本計画をいう。) に定める業種に属する事業の用に供する法附則第 15 条第 47 項に規定する機械装置等にあっては、0) とする。</u>	<u>20 法附則第 15 条第 41 項に規定する町の条例で定める割合は 0 (生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画 (生産性向上特別措置法 (平成 30 年法律第 25 号) 第 38 条第 2 項に規定する同意導入促進基本計画をいう。) に定める業種に属する事業の用に供する法附則第 15 条第 41 項に規定する機械装置等にあっては、0) とする。</u>
<u>23 略</u>	<u>21 略</u>
<u>(土地に対して課する平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</u>	<u>(土地に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</u>
<u>第 11 条 次条から附則第 14 条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</u>	<u>第 11 条 次条から附則第 14 条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</u>
<u>(1) ~ (6) 略</u>	<u>(1) ~ (6) 略</u>
<u>(平成 31 年度又は平成 32 年度における土地の価格の特例)</u>	<u>(令和元年度又は令和 2 年度における土地の価格の特例)</u>
<u>第 11 条の 2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格 (法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう。) を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 61 条の規定にかかわらず、平成 31 年度分又</u>	<u>第 11 条の 2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格 (法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう。) を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 61 条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和 2 年度分の</u>

は平成 32 年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する平成 31 年度適用土地又は平成 31 年度類似適用土地であって、平成 32 年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 61 条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第 12 条 宅地等に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 6 を乗じて得た額（当該商業

固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であって、令和 2 年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 61 条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第 12 条 宅地等に係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 6 を乗じて得た額（当該商業地等

地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当

が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該

該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第 13 条 農地に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

（特別土地保有税の課税の特例）

第 15 条 附則第 12 条第 1 項から第 5 項までの規定の適用がある宅地等（附則第 11 条第 2 号に掲げる宅地等をいうものとし、法第 349 条の 3、第 349 条の 3 の 2 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の特別土地保有税については、第 137 条第 1 号及び第 140 条の 5 中「当該年度分の固定資産税の課税標

商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第 13 条 農地に係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

（特別土地保有税の課税の特例）

第 15 条 附則第 12 条第 1 項から第 5 項までの規定の適用がある宅地等（附則第 11 条第 2 号に掲げる宅地等をいうものとし、法第 349 条の 3、第 349 条の 3 の 2 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の特別土地保有税については、第 137 条第 1 号及び第 140 条の 5 中「当該年度分の固定資産税の課税標準とな

準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第 12 条第 1 項から第 5 項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第 11 条の 5 第 1 項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 18 年 1 月 1 日から平成 33 年 3 月 31までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第 137 条第 2 号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に 2 分の 1 を乗じて得た額」とし、「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格」とあるのは「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に 2 分の 1 を乗じて得た額」とする。

3～5 略

(長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)

第 17 条 当分の間、所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第 33 条及び第 34 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第 3 項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の 100 分の 3 に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 及び 3 略

るべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第 12 条第 1 項から第 5 項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第 11 条の 5 第 1 項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 18 年 1 月 1 日から令和 3 年 3 月 31までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第 137 条第 2 号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に 2 分の 1 を乗じて得た額」とし、「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格」とあるのは「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に 2 分の 1 を乗じて得た額」とする。

3～5 略

(長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)

第 17 条 当分の間、所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第 33 条及び第 34 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第 3 項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の 100 分の 3 に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 及び 3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)

第 17 条の 2 昭和 63 年度から平成 32 年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基団となる土地等（租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第 34 条の 2 第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

（1）及び（2） 略

2 前項の規定は、昭和 63 年度から平成 32 年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基団となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第 34 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 10 項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 第 1 項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納稅義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第 33 条から第 33 条の 4 まで、第 34 条から第 35 条の 2 まで、第 36 条の 2、第 36 条

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)

第 17 条の 2 昭和 63 年度から令和 5 年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基団となる土地等（租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第 34 条の 2 第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

（1）及び（2） 略

2 前項の規定は、昭和 63 年度から令和 5 年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基団となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第 34 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 10 項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 第 1 項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納稅義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第 33 条から第 33 条の 4 まで、第 34 条から第 35 条の 3 まで、第 36 条の 2、第 36 条の 5、第

の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(個人の町民税の税率の特例等)

第22条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の町民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

2 略

37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(個人の町民税の税率の特例等)

第22条 平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の町民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

2 略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

(八雲町税条例の一部改正)

第2条 八雲町税条例（平成17年八雲町条例第54号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号</p>	<p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定め</p>

に定める日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) ~ (3) 略

(4) 法第 601 条第 3 項若しくは第 4 項(これらの規定を法第 602 条第 2 項及び第 603 条の 2 の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)、第 603 条第 3 項又は第 603 条の 2 第 5 項の規定によって徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間

(5) 第 48 条第 1 項の申告書(法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。)当該税額に係る納期限の翌日から 1 月を経過する日

(6) 第 48 条第 1 項の申告書(法第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から 1 月を経過する日

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第 20 条 前条、第 43 条第 2 項、第 48 条第 5 項、第 50 条第 2 項、第 52 条第 1 項及び第 4 項、第 53 条の 12 第 2 項、第 72 条第 2 項、第 98 条第 5 項、第 101 条第 2 項、第 139 条第 2 項並びに第 140 条第 2 項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、^{じゅん}年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(町民税の納税義務者等)

第 23 条 略

2 略

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管

る日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) ~ (3) 略

(4) 法第 601 条第 3 項若しくは第 4 項(これらの規定を法第 602 条第 2 項及び第 603 条の 2 の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)、第 603 条第 3 項又は第 603 条の 2 第 5 項の規定により徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間

(5) 第 48 条第 1 項の申告書(法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項又は第 31 項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。)当該税額に係る納期限の翌日から 1 月を経過する日

(6) 第 48 条第 1 項の申告書(法第 321 条の 8 第 34 項及び第 35 項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から 1 月を経過する日

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第 20 条 前条、第 43 条第 2 項、第 48 条第 5 項、第 50 条第 2 項、第 52 条第 1 項、第 53 条の 12 第 2 項、第 72 条第 2 項、第 98 条第 5 項、第 101 条第 2 項、第 139 条第 2 項並びに第 140 条第 2 項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、^{じゅん}年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(町民税の納税義務者等)

第 23 条 略

2 略

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管

理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第48条第10項から第12項までを除く。)の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。

(均等割の税率)

第31条 略

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に定める法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
1 次に掲げる法人 イ～ニ 略 ホ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの	略
略	略

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連結事業

理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業(以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。)を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。同号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第48条第9項から第16項までを除く。)の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。

(均等割の税率)

第31条 略

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
1 次に掲げる法人 イ～ニ 略 ホ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの	略
略	略

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第2号の

年度開始の日から 6 月の期間若しくは同項第 3 号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第 4 号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を 12 で除して算定するものとする。
この場合における月数は、暦に従って計算し、1 月に満たないときは 1 月とし、1 月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4 略

(法人の町民税の申告納付)

第 48 条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 19 項、第 22 項及び第 23 項の規定による申告書（第 10 項、第 11 項及び第 13 項において「納税申告書」という。）を、同条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 19 項及び第 23 項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第 22 項の申告納付にあっては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第 1 項後段及び第 3 項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第 66 条の 7 第 5 項及び第 11 項又は第 68 条の 91 第 4 項及び第 10 項の規定の適用を受ける場合には、法第 321 条の 8 第 24 項及び令第 48 条の 12 の 2 に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第 66 条の 9 の 3 第 4 項及び第 10 項又は第 68 条の 93 の 3 第 4 項及び第 10 項の規定の適用を受ける場合には、法第 321 条の 8 第 25 項及び令第 48 条の 12 の 3 に規定するところにより、控除すべき額を第 1 項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第 321 条の 8 第 26

期間又は同項第 3 号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を 12 で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1 月に満たないときは 1 月とし、1 月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4 略

(法人の町民税の申告納付)

第 48 条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 31 項、第 34 項及び第 35 項の規定による申告書（第 9 項、第 10 項及び第 12 項において「納税申告書」という。）を、同条第 1 項、第 2 項、第 31 項及び第 35 項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第 34 項の申告納付にあっては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第 1 項後段及び第 2 項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第 66 条の 7 第 4 項及び第 10 項の規定の適用を受ける場合には、法第 321 条の 8 第 36 項及び令第 48 条の 12 の 2 に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第 66 条の 9 の 3 第 3 項及び第 9 項の規定の適用を受ける場合には、法第 321 条の 8 第 37 項及び令第 48 条の 12 の 3 に規定するところにより、控除すべき額を第 1 項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第 321 条の 8 第 38

項及び令第 48 条の 13 に規定するところにより、控除すべき額を第 1 項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

5 法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書（同条第 21 項の規定による申告書を含む。）

以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第 7 項第 1 号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント（申告書を提出した日（同条第 23 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。

6 前項の場合において、法人が法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から 1 年を経過する日後に同条第 22 項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該 1 年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第 321 条の 8 第 23 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申請書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第 5 項の場合において、法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る町民税について同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書（以下この項において「当初

項及び令第 48 条の 13 に規定するところにより、控除すべき額を第 1 項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

5 法第 321 条の 8 第 34 項に規定する申告書（同条第 33 項の規定による申告書を含む。）

以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項又は第 31 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第 7 項第 1 号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント（申告書を提出した日（同条第 35 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。

6 前項の場合において、法人が法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項又は第 31 項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から 1 年を経過する日後に同条第 34 項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該 1 年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第 321 条の 8 第 35 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第 5 項の場合において、法第 321 条の 8 第 34 項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る町民税について同条第 1 項、第 2 項又は第 31 項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」

申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたとき(限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を滞納金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 略

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

8 略

9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。)がある連結子法人(同法

という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたとき(限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を滞納金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 略

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

8 略

第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。) (連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第4項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第4項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第4項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について同法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第12項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。

11 略

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する町長に到達したものとみなす。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出するこ

9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第52項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。

10 略

11 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する町長に到達したものとみなす。

12 第9項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出するこ

とができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて町長の承認を受けたときは、当該町長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、町長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 略

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

とができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて町長の承認を受けたときは、当該町長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第9項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、町長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

13 略

14 第12項の規定の適用を受けている内国法人は、第9項の申告につき第12項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第61項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第12項後段の期間内に行う第9項の申告については、第12項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

(法人の町民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 略

- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐欺その他不正の行為により町民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)による更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
- 4 第2項の場合において、納付すべき税額を

(法人の町民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 略

- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐欺その他不正の行為により町民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
- 4 第2項の場合において、納付すべき税額を

増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る町民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

（1）及び（2） 略

（法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第52条 略

2及び3 略

4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものとの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長さ

増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る町民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

（1）及び（2） 略

（法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第52条 略

2及び3 略

れた当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

(たばこ税の課税標準)

第94条 略

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻

(たばこ税の課税標準)

第94条 略

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻

たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

略

3~10 略

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 略

2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

略

3~10 略

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 略

2 当分の間、第52条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

(八雲町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 八雲町税条例等の一部を改正する条例（令和元年八雲町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち、八雲町税条例第24条第1項第2号の改正規定を削り、附則第1条第4号を次のように改める。

(4) 削除

附則第1条第5号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削る。

附則第4条を次のように改める。

第4条 削除

(八雲町税条例の一部改正)

第4条 八雲町税条例（平成17年八雲町条例第54号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>附 則</p> <p>(読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の</p>	<p>附 則</p> <p>(読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3</p>

5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2~19 略

20 法附則第15条第41項に規定する町の条例で定める割合は0(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画(生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。)に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第41項に規定する機械装置等にあっては、0)とする。

21 略

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(個人の町民税の税率の特例等)

第22条 略

の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2~19 略

20 法附則第15条第41項に規定する町の条例で定める割合は0(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画(生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。第22項において同じ。)に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第41項に規定する機械装置等にあっては、0)とする。

21 略

22 法附則第62条に規定する町の条例で定める割合は0(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあっては、0)とする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(個人の町民税の税率の特例等)

第22条 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第23条 第9条第7項の規定は法附則第59条

第3項において準用する法第 15 条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間について、第 9 条第 8 項の規定は法附則第 59 条第 3 項において準用する法第 15 条の 2 第 9 項第 4 号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。

2 第 10 条第 1 項の規定は法附則第 59 条第 3 項において準用する法第 15 条の 3 第 1 項第 4 号に規定する条例で定める債権について、第 10 条第 2 項の規定は法附則第 59 条第 3 項において準用する法第 15 条の 3 第 1 項第 7 号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

(八雲町税条例の一部改正)

第5条 八雲町税条例（平成17年八雲町条例第54号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>附 則</p> <p>(読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略 2~21 略</p> <p>22 法附則第62条に規定する町の条例で定める割合は0(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあっては、0)とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収</p>	<p>附 則</p> <p>(読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条又は第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条若しくは第64条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略 2~21 略</p> <p>22 法附則第64条に規定する町の条例で定める割合は0(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあっては、0)とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収</p>

猶予の特例に係る手続等)
第23条 略

猶予の特例に係る手続等)
第23条 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第24条 所得割の納稅義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事の中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納稅義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第25条 所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則 (施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中八雲町税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中八雲町税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2及び第4条第1項の改正規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定並びに第5条の規定 令和3年1月1日

- (3) 第2条中八雲町税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 令和4年4月1日
- (5) 第1条中八雲町税条例附則第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律(令和2年法律第12号)附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日
- (6) 第4条の規定 令和2年4月30日
(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の八雲町税条例(以下「新条例」という。)附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。
(町民税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和元年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和2年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 3 令和3年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第292条第1項第11号に規定する寡婦(旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。)又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものと除く。)」とする。
- 4 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。
- 5 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の八雲町税条例の規定中法人の町民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「4号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が4号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の町民税について適用する。

- 2 4号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前

に開始した事業年度を含む。) 分の法人の町民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。) 分の法人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同條に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び第7項において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(町たばこ税に関する経過措置)

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る町たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る町たばこ税については、なお従前の例による。

(八雲町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 八雲町税条例等の一部を改正する条例(平成27年八雲町条例第32号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

第9条 八雲町税条例等の一部を改正する条例(平成29年八雲町条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条の2中「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第4条第1項中「31年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

(八雲町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 10 条 八雲町税条例の一部を改正する条例（平成 29 年八雲町条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 条第 3 号中「平成 31 年 10 月 1 日」を「令和元年 10 月 1 日」に改める。

附則第 2 条第 2 項中「平成 31 年度」を「令和元年度」に改める。

(八雲町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 11 条 八雲町税条例等の一部を改正する条例（平成 30 年八雲町条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 条第 4 号中「平成 31 年 10 月 1 日」を「令和元年 10 月 1 日」に改め、同条第 5 号中「平成 32 年 4 月 1 日」を「令和 2 年 4 月 1 日」に改め、同条第 6 号中「平成 32 年 10 月 1 日」を「令和 2 年 10 月 1 日」に改め、同条第 7 号中「平成 33 年 1 月 1 日」を「令和 3 年 1 月 1 日」に改め、同条第 8 号中「平成 33 年 10 月 1 日」を「令和 3 年 10 月 1 日」に改め、同条第 9 号中「平成 34 年 10 月 1 日」を「令和 4 年 10 月 1 日」に改める。

附則第 2 条第 1 項中「平成 31 年度」を「令和元年度」に改め、同条第 2 項中「平成 33 年度」を「令和 3 年度」に、「平成 32 年度分」を「令和 2 年度分」に改める。

附則第 7 条中「平成 31 年 9 月 30 日」を「令和元年 9 月 30 日」に改める。

附則第 9 条第 1 項中「平成 32 年 10 月 1 日」を「令和 2 年 10 月 1 日」に改め、同条第 2 項中「平成 32 年 11 月 2 日」を「令和 2 年 11 月 2 日」に改め、同条第 3 項中「平成 33 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「32 年新条例」を「2 年新条例」に改める。

附則第 11 条第 1 項中「平成 33 年 10 月 1 日」を「令和 3 年 10 月 1 日」に改め、同条第 2 項中「平成 33 年 11 月 1 日」を「令和 3 年 11 月 1 日」に改め、同条第 3 項中「平成 34 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「33 年新条例」を「3 年新条例」に改める。

令和 2 年 6 月 8 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 2 号

八雲町手数料徴収条例の一部を改正する条例

八雲町手数料徴収条例（平成 17 年八雲町条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

現行			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
事務の種類	単位等	額	事務の種類	単位等	額
略	略	略	略	略	略
31 住民票の写しの広域交付に係る手数料	略	略	31 住民票の写しの広域交付に係る手数料	略	略
32 個人番号通知カードの再交付に係る手数料	1 件につき	500 円	32 個人番号カードの再交付に係る手数料	略	略
33 個人番号カードの再交付に係る手数料	略	略	33～54 略	略	略
34～55 略	略	略			
備考			備考		
1 略 2 <u>第34項</u> の農業委員会の行う土地の現況に関する証明であって農業委員会の委員が現地調査を要したものにあっては 1 件につき、1,400 円を加算した額をもって当該証明手数料とする。 3 略			1 略 2 <u>第33項</u> の農業委員会の行う土地の現況に関する証明であって農業委員会の委員が現地調査を要したものにあっては 1 件につき、1,400 円を加算した額をもって当該証明手数料とする。 3 略		
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年 6 月 8 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 3 号

八雲町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

八雲町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八雲町条例第18号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(職員)	(職員)
第10条 略	第10条 略
2 略	2 略
3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬ。	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市</u> の長が行う研修を修了したものでなければならない。
(1) ~ (10) 略	(1) ~ (10) 略
4及び5 略	4及び5 略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月8日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 4 号

八雲町介護保険条例の一部を改正する条例

八雲町介護保険条例（平成17年八雲町条例第89号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(保険料率)	(保険料率)
第3条 略	第3条 略
2 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和元年度から令和2年度までの各年度</u> における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>25,650円</u> とする。	2 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和2年度</u> における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>20,520円</u> とする。
3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和元年度から令和2年度までの各年度</u> における保険料率について準用する。この場合において、前項中「 <u>25,650円</u> 」とあるのは、「 <u>42,750円</u> 」と読み替えるものとする。	3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和2年度</u> における保険料率について準用する。この場合において、前項中「 <u>20,520円</u> 」とあるのは、「 <u>34,200円</u> 」と読み替えるものとする。
4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和元年度から令和2年度までの各年度</u> における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「 <u>25,650円</u> 」とあるのは、「 <u>49,590円</u> 」と読み替えるものとする。	4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和2年度</u> における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「 <u>20,520円</u> 」とあるのは、「 <u>47,880円</u> 」と読み替えるものとする。
5 略	5 略
附 則	附 則
10 略	10 略
	(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)
	11 <u>令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資</u>

格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかつたため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第10条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

（1）新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

（2）新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。

ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

12 前項の場合における第10条第2項の規定の適用については、同項中「提出しな

ければならないとあるのは、「提出しなければならない。ただし、町長は、こ
れにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができ
る」とする。

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条及び次項の規定は、令和2年4月1日から、改正後の附則第11項及び第12項の規定は、令和2年2月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 令和元年度以前の年度分の保険料については、なお、従前の例による。

令和2年6月8日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 5 号

八雲町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

八雲町学校給食センター設置条例（平成 17 年八雲町条例第 137 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(名称及び位置) 第 2 条 学校給食センターの名称及び位置 は、次のとおりとする。 名称 八雲町学校給食センター 位置 八雲町 <u>東雲町</u> 33番地	(名称及び位置) 第 2 条 学校給食センターの名称及び位置 は、次のとおりとする。 名称 八雲町学校給食センター 位置 八雲町 <u>内浦町</u> 237番地24

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

令和 2 年 6 月 8 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 6 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

- 1 財産の種類及び数量 除雪ドーザ（11t級） 1台
- 2 取得の方法 契約の定めるところによる
- 3 取得の金額 17,435,000円
- 4 契約の相手方 石狩市新港西3丁目737番地13
コマツカスタマーサポート株式会社
北海道カンパニー
社長 山原茂樹

令和2年6月8日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 7 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

1. 財産の種類及び数量 小型動力ポンプ付大型水槽車 1台
2. 取得の方法 契約の定めるところによる
3. 取得の金額 50,600,000 円
4. 契約の相手方 札幌市東区苗穂町 13 丁目 2 番 17 号
株式会社 北海道モリタ
代表取締役 中川 龍太郎

令和 2 年 6 月 8 日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 8 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

1. 財産の種類及び数量 消防ポンプ自動車 1台
2. 取得の方法 契約の定めるところによる
3. 取得の金額 32,065,000 円
4. 契約の相手方 札幌市東区苗穂町 13 丁目 2 番 17 号
株式会社 北海道モリタ
代表取締役 中川 龍太郎

令和 2 年 6 月 8 日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 9 号

辺地に係る総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、落部、黒岩、熊石相沼及び熊石関内辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

令和 2 年 6 月 8 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

別紙

(計画期間 令和2年度から令和6年度まで)

(単位：千円)

辺地名 (辺地度点数)	施設名	事業費	財 源 内 訳				
			国 庫 支 出 金	道 支 出 金	辺 地 債	そ の 他	一 般 財 源
落 部 (111 点)	消防施設 (耐震性貯水槽整備)	11,968	2,743		9,200		25
	消防施設 (消防車両整備)	62,462			58,300		4,162
	道路 (川向橋長寿命化)	77,500	47,740		29,600		160
	道路 (栄浜跨線橋長寿命化)	21,500	13,244		8,100		156
	計	173,430	63,727		105,200		4,503
黒 岩 (165 点)	消防施設 (消防車両整備)	32,340			30,500		1,840
	計	32,340			30,500		1,840

(計画期間 令和2年度から令和6年度まで)

(単位：千円)

辺地名 (辺地度点数)	施設名	事業費	財 源 内 訳				
			国 庫 支 出 金	道 支 出 金	辺 地 債	そ の 他	一 般 財 源
熊 石 相 沼 (171点)	経営近代化施設 (中山間地域総合整備)	12,150			12,100		50
	消防施設 (耐震性貯水槽整備)	10,989	2,743		8,200		46
	道路 (中の橋長寿命化)	82,425	50,773		31,600		52
	集会施設 (地域会館新築)	214,060			213,900		160
	下水道 (熊石浄化センター整備)	330,800	239,900		74,300		16,600
	計	650,424	293,416		340,100		16,908
熊 石 関 内 (125点)	集会施設 (地域会館新築)	92,841			92,700		141
	計	92,841			92,700		141

議案第 10 号

八雲町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき策定した八雲町過疎地域自立促進市町村計画（平成 28 年 3 月 18 日策定）を別紙のとおり変更する。

令和 2 年 6 月 8 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

別紙

過疎地域自立促進市町村計画【変更】

区分		変更前(頁・行)		変更後(頁・行)	
1 産業の振興	P.25	事業名 (施設名) 水産業	事業内容 衛生型蓄養海水供給施設整備事業 取水給水施設 1式	事業主体 漁協	事業主体 漁協
2 交通通信体 制の整備、情報 化及び地域間交 流の促進	P.30	事業名 (施設名) 除雪ドーザー整備事業 ロータリー除雪車整備事業 クリーダー整備事業 ホイルローダー整備事業 (1) 過疎地域自 立促進特別事業	事業内容 除雪ドーザー整備事業 ロータリー除雪車整備事業 クリーダー整備事業 ホイルローダー整備事業 移住・定住促進事業補助金 町の魅力を効果的にPRするプロモーション活動 を行うことにより、移住定住の促進を図る。	事業主体 町 町 町 町 民間	事業主体 除雪ドーザー整備事業 ロータリー除雪車整備事業 クリーダー整備事業 ホイルローダー整備事業 移住・定住促進事業補助金 町の魅力を効果的にPRするプロモーション活動 を行うことにより、移住定住の促進を図る。 民間
4 生活環境の 整備	P.32	○過疎地域自立促進特別事業 ・浄化槽設置整備費補助金 ・LED街路灯設置助成事業 ・LED街路灯整備更新事業 ・救急・救助資機材整備更新事業 ・町営育成牧場整備事業	○過疎地域自立促進特別事業 ・浄化槽設置整備費補助金 ・LED街路灯設置助成事業 ・LED街路灯整備更新事業 ・救急・救助資機材整備更新事業 ・山崎はまなす保育園解体事業		
	P.33	P.25 13行目に追加	P.30 1行目台数変更	P.32 31行目に追加	P.33

区分	変更前(頁・行)		変更後(頁・行)	
	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
P. 34	(5) 消防施設	水槽付消防ポンプ自動車整備事業 1台 消防ポンプ自動車整備事業 1台 大型水槽車整備事業 1台 小型動力ポンプ付大型水槽車整備事業 1台	町 町 町 町	
P. 34	(5) 消防施設	水槽付消防ポンプ自動車整備事業 1台 消防ポンプ自動車整備事業 1台 大型水槽車整備事業 1台 小型動力ポンプ付大型水槽車整備事業 2台	町 町 町 町	
P. 35	P. 34 12行目 合数変更			
P. 35	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
P. 35	LED街路灯整備事業 町が管理する街路灯についてLED化整備を実施することにより、維持管理費の抑制、温室効果ガス排出削減を図る。	LED街路灯整備事業 町が管理する街路灯についてLED化整備を実施することにより、維持管理費の抑制、温室効果ガス排出削減を図る。	町	
P. 35	救急・救助資機材整備更新事業 エンジン式資機材、心臓マッサージシステムを導入することにより、救助活動や特定行為処置の効率化を図る。	救急・救助資機材整備更新事業 エンジン式資機材、心臓マッサージシステムを導入することにより、救助活動や特定行為処置の効率化を図る。	町	
P. 35	町営育成牧場整備事業 牛舎の一部・サイロを取壊し、景観の維持及び安全確保、コストの縮減を図る。	町営育成牧場整備事業 牛舎の一部・サイロを取壊し、景観の維持及び安全確保、コストの縮減を図る。	町	
P. 35	山崩はまなす保育園解体事業 閉園となり使用されておらず、老朽化が進んでいる。地域住民の安全・安心な生活環境と景観形成を図る。	山崩はまなす保育園解体事業 閉園となり使用されておらず、老朽化が進んでいる。地域住民の安全・安心な生活環境と景観形成を図る。	町	

区分	P.45 ○過疎地域自立促進特別事業 ・高齢者等除雪費助成金交付事業 ・地域会館整備事業	変更前(頁・行)	変更後(頁・行)																
		P.45 15~16行目に追加 ○過疎地域自立促進特別事業 ・高齢者等除雪費助成金交付事業 ・地域会館整備事業	(3) 事業計画(平成28年度～令和2年度) (3) 事業計画(平成28年度～令和2年度) <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>過疎地域自立促進特別事業</td> <td>地域会館整備事業 屋根の改修工事を実施し、会館の環境改善により、地域コミュニティ活動の活性化を図る。</td> <td>町</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 地域文化振興施設等地域文化振興施設その他</td> <td>施石歴史記念館改修事業 施設全般的に老朽化が進んでいる。今後の来場者の安全性及び施設の長寿化と併せて展示環境の向上を図る。</td> <td>町</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 過疎地域自立促進特別事業</td> <td>地域会館整備事業 屋根の改修工事を実施し、会館の環境改善により、地域コミュニティ活動の活性化を図る。</td> <td>町</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	過疎地域自立促進特別事業	地域会館整備事業 屋根の改修工事を実施し、会館の環境改善により、地域コミュニティ活動の活性化を図る。	町		(1) 地域文化振興施設等地域文化振興施設その他	施石歴史記念館改修事業 施設全般的に老朽化が進んでいる。今後の来場者の安全性及び施設の長寿化と併せて展示環境の向上を図る。	町		(2) 過疎地域自立促進特別事業	地域会館整備事業 屋根の改修工事を実施し、会館の環境改善により、地域コミュニティ活動の活性化を図る。	町	
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考																
過疎地域自立促進特別事業	地域会館整備事業 屋根の改修工事を実施し、会館の環境改善により、地域コミュニティ活動の活性化を図る。	町																	
(1) 地域文化振興施設等地域文化振興施設その他	施石歴史記念館改修事業 施設全般的に老朽化が進んでいる。今後の来場者の安全性及び施設の長寿化と併せて展示環境の向上を図る。	町																	
(2) 過疎地域自立促進特別事業	地域会館整備事業 屋根の改修工事を実施し、会館の環境改善により、地域コミュニティ活動の活性化を図る。	町																	

※区分欄は、変更の生じた部分を記入のこと。
※変更が生じた部分に下線を引くこと。

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工 事 の 種 類 出雲町C団地公営住宅新築工事（D・E棟建築主体）
- 2 契 約 の 方 法 地域限定型一般競争入札
- 3 契 約 の 金 額 144,078,000 円
- 4 契 約 の 相 手 方 高橋・角栄特定建設工事共同企業体
代表者
二海郡八雲町住初町 117 番地
高橋組土建株式会社
代表取締役 高 橋 米 子
- 5 工事代金の支払方法 契約の定めるところによる。
- 6 契約の締結の時期 令和2年6月中

令和2年6月8日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- | | |
|---------------|---|
| 1 工 事 の 種 類 | 出雲町C団地公営住宅新築工事（F・G棟建築主体） |
| 2 契 約 の 方 法 | 地域限定型一般競争入札 |
| 3 契 約 の 金 額 | 143,000,000 円 |
| 4 契 約 の 相 手 方 | 原田・小池特定建設工事共同企業体
代表者
二海郡八雲町立岩 66 番地 8
有限会社原田工務店
代表取締役 原 田 英 行 |
| 5 工事代金の支払方法 | 契約の定めるところによる。 |
| 6 契約の締結の時期 | 令和2年6月中 |

令和2年6月8日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 13 号

町道路線の一部廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、町道路線の一部を次のとおり廃止する。

路線番号 路線名	新旧別	起 点 終 点	重要な経過地	延長 (m)	備考
33149 境川線	旧	起 八雲町山越166番1地先 終 八雲町山越739番地先	境野道路踏切 境橋 国道5号 広域営農線 弥之助沢線	3,808.80	
	新	起 八雲町山越166番1地先 終 八雲町山越544番1地先	境野道路踏切 境橋 国道5号 広域営農線	1,131.40	

令和2年6月8日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 14 号

令和 2 年度八雲町一般会計補正予算（第 6 号）

令和 2 年度八雲町の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 385,652 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17,128,756 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 2 年 6 月 8 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15 国庫支出金		2,764,312	74,258	2,838,570
	1 国庫負担金	686,496	6,931	693,427
	2 国庫補助金	2,072,876	67,327	2,140,203
16 道支出金		667,487	10,935	678,422
	1 道負担金	430,224	3,465	433,689
	2 道補助金	195,955	7,470	203,425
19 繰入金		2,390,619	195,164	2,585,783
	1 基金繰入金	2,390,619	195,164	2,585,783
20 繰越金		27,465	15,095	42,560
	1 繰越金	27,465	15,095	42,560
22 町債		1,474,100	90,200	1,564,300
	1 町債	1,474,100	90,200	1,564,300
歳 入 合 計		16,743,104	385,652	17,128,756

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 2,390,956	千円 451	千円 2,391,407
	1 総務管理費	2,338,460	451	2,338,911
3 民生費		4,068,367	43,106	4,111,473
	1 社会福祉費	3,134,158	43,106	3,177,264
4 衛生費		2,149,704	16,739	2,166,443
	1 保健衛生費	1,607,033	16,739	1,623,772
5 労働費		63,728	10,000	73,728
	1 労働費	63,728	10,000	73,728
6 農林水産業費		927,954	22,707	950,661
	1 農業費	647,477	3,050	650,527
	2 林業費	149,949	5,350	155,299
	3 水産業費	130,528	14,307	144,835
7 商工費		396,055	101,264	497,319
	1 商工費	396,055	101,264	497,319
9 消防費		236,394	21,190	257,584
	1 消防費	236,394	21,190	257,584
10 教育費		1,276,817	170,195	1,447,012
	2 小学校費	239,656	147,590	387,246
	3 中学校費	117,378	22,605	139,983
歳 出 合 計		16,743,104	385,652	17,128,756

第 2 表

地 方 債 補 正

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
耐震性貯水槽整備事業	15,600	証書借入又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率の見直し方式で借りる政府資金、日本政策金融公庫資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の条件による。 ただし、財政等の都合により据置期間又は償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。
落部小学校大規模改修事業	74,600			

歳入歳出予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	2,764,312	74,258	2,838,570
16 道支出金	667,487	10,935	678,422
19 繰入金	2,390,619	195,164	2,585,783
20 繰越金	27,465	15,095	42,560
22 町債	1,474,100	90,200	1,564,300
歳 入 合 計	16,743,104	385,652	17,128,756

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	2,390,956	451	2,391,407
3 民生費	4,068,367	43,106	4,111,473
4 衛生費	2,149,704	16,739	2,166,443
5 労働費	63,728	10,000	73,728
6 農林水産業費	927,954	22,707	950,661
7 商工費	396,055	101,264	497,319
9 消防費	236,394	21,190	257,584
10 教育費	1,276,817	170,195	1,447,012
歳 出 合 計	16,743,104	385,652	17,128,756

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源			一 般 財 源	
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
千円 0	千円 0	千円 423	千円 28	
33,792	0	0	9,314	
0	0	1,543	15,196	
0	0	0	10,000	
7,470	0	14,307	930	
0	0	0	101,264	
5,486	15,600	0	104	
38,445	74,600	55,746	1,404	
85,193	90,200	72,019	138,240	

2 歳 入
15 款 国庫支出金
1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 民生費国庫負担金	千円 665, 271	千円 6, 931	千円 672, 202
計	686, 496	6, 931	693, 427

15 款 国庫支出金
2 項 国庫補助金

目	千円	千円	千円
2 民生費国庫補助金	1, 684, 737	23, 396	1, 708, 133
5 教育費国庫補助金	62, 402	38, 445	100, 847
6 消防費国庫補助金	0	5, 486	5, 486
計	2, 072, 876	67, 327	2, 140, 203

16 款 道支出金
1 項 道負担金

目	千円	千円	千円
1 民生費道負担金	359, 944	3, 465	363, 409
計	430, 224	3, 465	433, 689

16 款 道支出金
2 項 道補助金

目	千円	千円	千円
4 農林水産業費道補助金	86, 217	7, 470	93, 687
計	195, 955	7, 470	203, 425

節		説明
区分	金額	
1 社会福祉費負担金	千円 6,931	千円 低所得者介護保険料軽減負担金 6,931

1 社会福祉費補助金	千円 23,396	千円 アイヌ政策推進交付金 23,396
1 小学校費補助金	千円 35,734	千円 小学校大規模改修事業交付金 公立学校情報機器整備費補助金 28,411 7,323
2 中学校費補助金	千円 2,711	千円 公立学校情報機器整備費補助金 2,711
1 消防費補助金	千円 5,486	千円 消防防災施設整備費補助金 5,486

1 社会福祉費負担金	千円 3,465	千円 低所得者介護保険料軽減負担金 3,465

1 農業費補助金	千円 2,120	千円 畑作構造転換事業補助金 2,120
2 林業費補助金	千円 5,350	千円 林業成長産業化地域創設モデル事業補助金 5,350

19 款 繰入金

1 項 基金繰入金

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 財政調整基金繰入金	286,448	98,635	385,083
2 ふるさと応援基金繰入金	2,098,489	96,529	2,195,018
計	2,390,619	195,164	2,585,783

20 款 繰越金

1 項 繰越金

	千円	千円	千円
1 繰越金	27,465	15,095	42,560
計	27,465	15,095	42,560

22 款 町債

1 項 町債

	千円	千円	千円
4 消防債	101,700	15,600	117,300
5 教育債	524,300	74,600	598,900
計	1,474,100	90,200	1,564,300

節		説明
区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	千円 98,635	財政調整基金繰入金 98,635
1 ふるさと応援基金繰入金	96,529	ふるさと応援基金繰入金 96,529

1 前年度繰越金	千円 15,095	前年度繰越金 千円 15,095

1 消防施設整備事業債	千円 15,600	耐震性貯水槽整備事業債 千円 15,600
1 小学校施設整備事業債	74,600	落部小学校大規模改修事業債 74,600

3 歳出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
2 企画調査費	千円 56,533	千円 451	千円 56,984	千円	千円	千円 423	千円 28
計	2,338,460	451	2,338,911	0	0	423	28

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

3 高齢者福祉費	千円 398,796	千円 13,861	千円 412,657	千円 10,396	千円	千円	千円 3,465
5 社会福祉施設費	3,780	29,245	33,025	23,396			5,849
計	3,134,158	43,106	3,177,264	33,792	0	0	9,314

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

2 予防費	千円 110,883	千円 1,543	千円 112,426	千円	千円	千円 1,543	千円
7 病院事業費	1,133,399	15,196	1,148,595				15,196
計	1,607,033	16,739	1,623,772	0	0	1,543	15,196

節		説明
区分	金額	
8 旅費	千円 5	費用弁償 千円 5
10 需用費	23	印刷製本費 23
18 負担金補助及び交付金	423	せたな町地域公共交通活性化協議会負担金 423

27 繰出金	千円 13,861	介護保険事業特別会計繰出金 千円 13,861
14 工事請負費	29,106	東部生活館改修工事請負費 29,106
17 備品購入費	139	東部生活館図書等購入費 139

1 報酬	千円 91	看護師報酬 千円 91
10 需用費	1,295	ワクチン購入費 1,295
12 委託料	6	ロタウイルス予防接種業務委託料 6
18 負担金補助及び交付金	151	ロタウイルス予防接種公費負担交付金 151
27 繰出金	15,196	病院事業会計繰出金 15,196

5 款 労働費

1 項 労働費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				國道支出金	地 方 債	そ の 他	
3 雇用創出事業費	千円 4,080	千円 10,000	千円 14,080	千円	千円	千円	千円 10,000
計	63,728	10,000	73,728	0	0	0	10,000

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 農業振興費	35,899	2,120	38,019	2,120			
5 町営育成牧場管理費	28,133	930	29,063				930
計	647,477	3,050	650,527	2,120	0	0	930

6 款 農林水産業費

2 項 林業費

	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 林業振興費	63,278	5,350	68,628	5,350			
計	149,949	5,350	155,299	5,350	0	0	0

6 款 農林水産業費

3 項 水産業費

	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 水産業振興費	69,790	2,405	72,195			2,405	
4 漁業構造改善事業費	41,160	11,902	53,062			11,902	
計	130,528	14,307	144,835	0	0	14,307	0

節		説明
区分	金額	
23 投資及び出資金	千円 10,000	八雲町まちづくり会社（仮称）設立法人出資金 千円 10,000

18 負担金補助及び交付金	千円 2,120	烟作構造転換事業補助金 千円 2,120
10 需用費	930	車輌整備費 930

18 負担金補助及び交付金	千円 5,350	高性能林業機械整備事業補助金 千円 5,350

18 負担金補助及び交付金	千円 2,405	檜山漁業者経営維持安定化対策事業補助金 千円 2,405
12 委託料	11,902	冷水川流量解析及び魚類環境調査業務委託料 熊石黒岩町地下水源調査業務委託料 7,612 4,290

7 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				國道支出金	地 方 債	そ の 他	
2 商工振興費	千円 309,385	千円 98,635	千円 408,020	千円	千円	千円	千円 98,635
3 観光開発費	25,931	2,629	28,560				2,629
計	396,055	101,264	497,319	0	0	0	101,264

9 款 消防費

1 項 消防費

	千円 118,884	千円 21,190	千円 140,024	千円 5,486	千円 15,600	千円	千円 104
計	236,394	21,190	257,584	5,486	15,600	0	104

10 款 教育費

2 項 小学校費

	千円 194,198	千円 147,590	千円 341,788	千円 35,734	千円 74,600	千円 35,852	千円 1,404
計	239,656	147,590	387,246	35,734	74,600	35,852	1,404

10 款 教育費

3 項 中学校費

	千円 96,585	千円 22,605	千円 119,190	千円 2,711	千円	千円 19,894	千円
計	117,378	22,605	139,983	2,711	0	19,894	0

節		説明
区分	金額	
10 需用費	千円 75	消耗品費 49 印刷製本費 26
11 役務費	60	新聞折込手数料 60
18 負担金補助及び交付金	98,500	感染症対策協力金 98,500
10 需用費	2,629	鉛川レクリエーションセンター修繕料 2,629

千円	千円
14 工事請負費 21,190	耐震性貯水槽設置工事請負費 21,190

千円	千円
12 委託料 3,003	落部小学校大規模改修工事監理業務委託料 3,003
14 工事請負費 101,412	落部小学校大規模改修工事請負費 101,412
17 備品購入費 43,175	学習用パソコン購入費 43,175

千円	千円
17 備品購入費 22,605	学習用パソコン購入費 22,605

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当等	計			
補正後	(247) 241	318,633	877,718	662,032	1,858,383	515,026	2,373,409	
補正前	(246) 241	318,542	877,718	662,032	1,858,292	515,026	2,373,318	
比較	(1) 91				91		91	

(単位:千円)

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	住居手当	時間外勤務手当	管理職員手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	地域手当	期末手当
	補正後	28,074	32,086	79,907	16,679	360	3,702	25,845	7	244,057
	補正前	28,074	32,086	79,907	16,679	360	3,702	25,845	7	244,057
	比較									
	区分	勤勉手当	寒冷地手当	通勤手当	特殊勤務手当	宿日直手当	単身赴任手当	児童手当	合計	
	補正後	180,129	21,958	9,446	1,926	79	552	17,225		662,032
	補正前	180,129	21,958	9,446	1,926	79	552	17,225		662,032
	比較									

イ 会計年度任用職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当等	計			
補正後	(239) 318,633			73,707	392,340	57,496	449,836	
補正前	(238) 318,542			73,707	392,249	57,496	449,745	
比較	(1) 91				91		91	

(単位:千円)

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	住居手当	時間外勤務手当	管理職員手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	地域手当	期末手当
	補正後									41,129
	補正前									41,129
	比較									
	区分	勤勉手当	寒冷地手当	通勤手当	特殊勤務手当	宿日直手当	単身赴任手当	児童手当	合計	
	補正後	31,728	850							73,707
	補正前	31,728	850							73,707
	比較									

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位:千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
報酬	91	その他の増減分	91 イ 会計年度任用職員 ・報酬	91 ◎ロタウイルスワクチン 予防接種事業に係る会計 年度任用職員 ・報酬91

地 方 債 補 正 に 関 す る 調 書

区 分	2 年 度 中 増 減 見 込 額			2年度末 現在高見込額	
	2 年 度 中 起 債 見 込 額				
	補正前の額	補 正 額	補正後の額		
1 普 通 債	27,100	0	27,100	2,669,077	
2 災 害 復 旧 債	0	0	0	31,402	
3 そ の 他	1,447,000	90,200	1,537,200	10,632,963	
(1) 辺 地 対 策	159,100	8,200	167,300	482,873	
(2) 過 疎 対 策	1,019,600	82,000	1,101,600	4,689,937	
合 計	1,474,100	90,200	1,564,300	13,333,442	

議案第 15 号

令和 2 年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度八雲町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 577 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,738,115 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 6 月 8 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
3 道支出金		1,935,165	577	1,935,742
	1 道補助金	1,935,165	577	1,935,742
歳入	合計	2,737,538	577	2,738,115

歳出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
6 保健事業費		15,330	577	15,907
	1 特定健康診査等事業費	10,164	577	10,741
歳出	合計	2,737,538	577	2,738,115

歳入歳出予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
3 道支出金	1,935,165	577	1,935,742
歳 入 合 計	2,737,538	577	2,738,115

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
6 保健事業費	15,330	577	15,907
歳 出 合 計	2,737,538	577	2,738,115

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源			一 般 財 源	
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
千円 577	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0
577	0	0	0	0

2 歳 入

3 款 道支出金

1 項 道補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 保険給付費等交付金	千円 1,935,165	千円 577	千円 1,935,742
計	1,935,165	577	1,935,742

3 歳 出

6 款 保健事業費

1 項 特定健康診査等事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
1 特定健康診査等事業費	千円 10,164	千円 577	千円 10,741	千円 577	千円	千円	千円
計	10,164	577	10,741	577	0	0	0

節		説明
区分	金額	
2 保険給付費等特別交付金	千円 577	特別調整交付金 千円 577

節		説明
区分	金額	
12 委託料	千円 577	特定健診受診勧奨事業委託料 千円 577

議案第 16 号

令和 2 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度八雲町の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第 1 条 保険事業勘定歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第 1 表 嶸入予算補正」による。

令和 2 年 6 月 8 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表 歳入予算補正（保険事業勘定）

歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 保険料		324,406	△13,861	310,545
	1 介護保険料	324,406	△13,861	310,545
8 繰入金		356,500	13,861	370,361
	1 一般会計繰入金	318,540	13,861	332,401
歳 入 合 計		1,927,113	0	1,927,113

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括 (保険事業勘定)

(歳入)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 保険料	324,406	△13,861	310,545
8 繰入金	356,500	13,861	370,361
歳 入 合 計	1,927,113	0	1,927,113

2 歳入 (保険事業勘定)

1 款 保険料

1 項 介護保険料

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 第1号被保険者保険料	324,406	△13,861	310,545
計	324,406	△13,861	310,545

8 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

4 低所得者保険料軽減繰入金	千円 18,205	千円 13,861	千円 32,066
計	318,540	13,861	332,401

節		説明
区分	金額	
1 現年度分	千円 △13,861	千円 現年度分 △13,861

1 現年度分	千円 13,861	千円 13,861



議案第 17 号

令和 2 年度八雲町病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 2 年度八雲町の病院事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 予算第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

4 主な建設改良計画

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（9）国保病院改築事業	0 千円	30,393 千円	30,393 千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文中「9,642 千円」を「24,839 千円」に、「9,610 千円」を「24,807 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第 1 款 資本的収入	548,421 千円	15,196 千円	563,617 千円
第 4 項 国保病院出資金	20,472 千円	15,196 千円	35,668 千円

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第 1 款 資本的支出	558,063 千円	30,393 千円	588,456 千円
第 2 項 国保病院建設改良費	2,852 千円	30,393 千円	33,245 千円

令和 2 年 6 月 8 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

令和2度 八雲町病院事業（国保病院）会計補正予算実施計画

資本的収入及び支出

(収入)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 資本的 収入			23,072	15,196	38,268			
	4. 国保病院 他会計出資金		20,472	15,196	35,668			
		1. 他会計 出資金	20,472	15,196	35,668	一般会計 出資金	15,196	
収入合計			23,072	15,196	38,268			

(支出)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 資本的 支出			32,714	30,393	63,107			
	2. 国保病院 建設改良費		2,852	30,393	33,245			
		2. 施設整備費	0	30,393	30,393	委託料	30,393	改築事業基本設計業務委託
支出合計			32,714	30,393	63,107			

報告第 1 号

令和元年度八雲町一般会計繰越明許費に係る歳出予算
の繰越について

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 146 条第 2 項の規定により、
令和元年度八雲町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越について、別紙
のとおり報告する。

令和 2 年 6 月 8 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

別紙

令和元年度八雲町一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:千円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入特定財源 調定未済額	一般財源
6 農林水産業費	1 農業費	担い手確保・経営強化支援事業	8,489	8,489	8,489		
		道営草地畜産基盤整備事業	7,500	7,500		7,055	445
		研修牧場施設整備事業	2,934,477	2,932,627	27,795	2,904,747	85
		中山間地域総合整備事業	50,675	50,675		45,752	4,923
	3 水産業費	H A C C P 等対応施設整備事業	478,732	478,732		478,732	
8 土木費	2 道路橋りょう費	東雲9号線歩道設置事業	11,600	8,500			8,500
10 教育費	2 小学校費	G I G Aスクールネットワーク整備事業	57,675	57,675		46,881	10,794
	3 中学校費	G I G Aスクールネットワーク整備事業	33,188	33,188		30,771	2,417
合 計			3,582,336	3,577,386	36,284	3,513,938	27,164

報告第 2 号

令和元年度八雲町介護保険事業特別会計繰越明許費に
係る歳出予算の繰越について

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 146 条第 2 項の規定により、
令和元年度八雲町介護保険事業特別会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越に
ついて、別紙のとおり報告する。

令和 2 年 6 月 8 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

別紙

令和元年度八雲町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位:千円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源	調定 未済額	調定済 未収入額
1 サービス事業費	2 地域密着型サービス等事業費	デイサービスセンター送迎用車両購入事業	3,878	3,512	3,512			
合 計			3,878	3,512	3,512			

報告第 3 号

令和元年度八雲町病院事業会計継続費に係る予算の繰越について

地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定により、令和 2 年 4 月 30 日 八雲総合病院事業開設者 八雲町長 岩村克詔より、令和元年度八雲町病院事業会計継続費予算繰越額の使用に関する計画について報告があったので、別紙のとおり報告する。

令和 2 年 6 月 8 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

(単位：千円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和元年度継続費予算現額			支払義務発生額(見込)	残額	翌年度次 過繰越額	翌年度 度過繰越額に 係る財源内訳	翌年度過繰越額に 係る繰越額を要 する卸入購入額 するたる資産の 限度額
				予算額 計	前年度次 過繰越額	補正額 予算額				企業債	
1 資本的支出	1 建設費 改良	総合病院 医師住宅 整備事業	117,610	105,048	0	0	105,048	94,068	10,980	10,900	80

